別紙

令和9年度
宮城県立高等学校入学者選抜
仙台市立高等学校入学者選抜
石巻市立高等学校入学者選抜

県外からの出願申請等の手引
（出願者用）

宮城県教育委員会
仙台市教育委員会
石巻市教育委員会

本手引について

本手引は、宮城県公立高等学校（宮城県立高等学校、仙台市立高等学校及び石巻市立高等学校）の令和9年度入学者選抜に、県外から出願される方などが行う出願前の申請（県外出願申請、全国出願申請、区域外出願申請、県内の特例措置出願申請、県外からの特例措置出願申請）について、ウェブ出願システムの操作手順をまとめたものです。申請後の出願の手順は、『ウェブ出願の手引（出願者用）』を見てください。

実際の画面表示やボタンの名称は、システムの更新により変更される場合があります。

申請手続はウェブ出願システムを用いて行います。この手引を参考に、申請の種類に応じた手続を行ってください。手続をスムーズに行うため、あらかじめ在籍（出身）中学校に連絡し、申請することを伝えておいてください。

手続の流れ（概要）

県外出願申請 全国出願申請	区域外出願申請	県内の特例措置出願申請 県外からの特例措置出願申請
STEP1 初回ログイン・個人情報の登録	STEP1 初回ログイン・個人情報の登録	STEP1 初回ログイン・個人情報の登録 （済んでいない方）
▼	▼	▼
STEP2 申請の登録	STEP2 申請の登録	STEP2 申請の登録
▼	▼	▼
STEP3-1 中学校の確認登録	STEP3-1 中学校の確認登録	STEP3-1 中学校の確認登録
▼	▼	▼
STEP3-2 高等学校の審査・承認登録	（高等学校の審査はありません）	STEP3-2 高等学校の審査・承認登録
▼	▼	▼
STEP4 出願 （『ウェブ出願の手引 （出願者用）』STEP3～）	STEP4 出願 （『ウェブ出願の手引 （出願者用）』STEP3～）	STEP4 出願先の変更・出願

目次

申請の手続

申請の種類と期間 …… 1
STEP1　初回ログイン・個人情報の登録（初回手続時のみ） …… 2
STEP2　申請の登録 …… 6
STEP3　中学校の確認と高等学校の承認 …… 17
STEP4　申請後の出願手続 …… 18



パソコンの他、スマートフォンやタブレットからも
お手続きいただけます。

≪システムに関する操作方法等のお問い合わせ≫

株式会社アットシステム　サポート窓口

0120-569-041　（フリーダイヤル）

メール　ckip-help-miyagi@atsystem.jp
受付時間　9:00～17:00（土日祝日、12月29日～1月 3 日を除く）
※土日祝日については 2/11、2/13～14 に限り、9:00～15:00 の受付をします。
※平日については 2/9～10、2/12、2/15 および 3/16～17 は 9:00～18:00 の受付をします。
対応言語　日本語のみ

申請の種類と期間

県外から出願する方など、次の表に当てはまる方は、出願の前にウェブ出願システムで申請を行い、承認等を受ける必要があります。自分がどの申請に当たるかは入学者選抜要項で確認し、分からない場合は在籍（出身）中学校又は志願先の高等学校に相談してください。

※　申請の締切は、出願の締切と同じか近い日時です。中学校の確認や高等学校の審査に時間がかかるため、締切の間際に申請すると出願に間に合わないことがあります。できるだけ早い時期に申請してください。

申請の種類 ※画面の表示	対象となる方	申請期間	出願に進めるようになる時点・出願先の変更
県外出願申請 **※出願承認申請（県外）**	県外に住所を有する方又は県外の中学校を卒業した方（令和9年3月卒業見込みの方を含む）で、保護者の転勤等に伴う一家転住などのやむを得ない理由により、宮城県公立高等学校を志願する方（県境隣接協定による志願者を除く）。	12月1日（火）～ 2月15日（月）午前11時	中学校の確認登録と、高等学校の承認登録の後 第一次募集では、承認を受けた高等学校から他の高等学校に出願先を変更できます（新たな申請は不要です）。
全国出願申請 **※出願承認申請（全国）**	中新田高等学校又は南三陸高等学校の全国募集選抜に出願する方で、次のすべてに当てはまる方 ・志願者及び保護者が宮城県外に住んでいる ・入学期日までに宮城県内に住む予定である ・志願先の高等学校と関係市町村を事前に訪問・見学等をし、説明を受けている （身元引受人の登録が必要です。出願できるのは1校・1学科です）	12月1日（火）～ 2月15日（月）午前11時	中学校の確認登録と、高等学校の承認登録の後 承認を受けた高等学校から出願先を変更できません。
区域外出願申請 **※区域外就学者の出願承認申請**	東日本大震災の被災に伴う避難のため、やむを得ず区域外就学をしている方で、入学後に本人及び保護者が宮城県内に住む方（中学校で区域外就学が認められていても、この申請が必要です） ※住民票を移して転居・転学した方は対象になりません。 ※連携型選抜及び社会人特別選抜、宮城県以外の公立高等学校には出願できません。	12月1日（火）～ 2月16日（火）午前11時 （美田園高等学校は 3月17日（水）午前11時まで）	中学校の確認登録の後（高等学校の審査はありません）
県内の特例措置出願申請	第一次募集に出願した後、県内での一家転住により、やむを得ず出願先の変更を希望する方（既に出願している高等学校に申請します）	2月17日（水）～ 2月25日（木）午前11時	高等学校の承認登録の後（出願先の変更は2月25日（木）正午まで）
県外からの特例措置出願申請	県外に住所を有する方又は県外の中学校を卒業した方で、やむを得ない理由により所定の期間内に出願手続ができなかった方 ※第一次募集の申請期間より後に一家転住してきた方などは、第二次募集を行う高等学校に限り、申請できる場合があります。志願先の高等学校に相談してください。 ※美田園高等学校（通信制課程）に県外から出願する方で、県外出願申請の期間（2月15日（月）午前11時まで）に申請できなかった方は、この申請で申請します。	**第一次募集** 2月17日（水）～ 2月25日（木）午前11時 **第二次募集** 志願先の高等学校に相談 **通信制課程** **（美田園高等学校）** 2月17日（水）～ 3月17日（水）午前11時	高等学校の承認登録の後（承認を受けた高等学校への出願は、第一次募集が2月25日（木）正午まで、第二次募集が3月18日（木）午前11時まで、通信制課程が3月17日（水）午前11時まで） 承認を受けた高等学校から出願先を変更できません。

STEP１　初回ログイン・個人情報の登録（初回手続時のみ）

ウェブ出願システムに入力及び登録された情報は、出願者及びその保護者の意思に基づいてなされたものとみなします。出願者及び保護者は、そのことをそれぞれ了承の上で手続を行ってください。

はじめに、在籍（出身）中学校から配布された「ログインアカウント（ID、初回ログイン時のパスワード）のご案内」に記載のログイン ID と初期パスワードを使って、次の １−１ から １−６ の手順により、初回ログインと個人情報（パスワード・メールアドレス等）の登録を行ってください。案内が配布されていないいない場合は、在籍（出身）中学校に問い合わせてください。
既に『ウェブ出願の手引（出願者用）』の STEP１ を済ませている方は、この操作は不要ですので、「STEP2　申請の登録」に進んでください。

※　**中学校を経由しない方**
海外の現地校（海外の日本人学校を除く）に在籍している方など、中学校を経由せずに出願する方は、アカウントの発行が必要です。まず志願先の高等学校に相談し、出願資格の確認を受けてください。その後、高等学校の案内に従い、件名を「【R9　宮城県公立高校アカウント発行依頼】」とし、次の事項を記載の上、下記のサポート窓口までメールでご連絡ください。
（ア）氏名　（イ）ふりがな　（ウ）卒業した学校名（カタカナ可）　（エ）卒業した年（西暦）
サポート窓口メールアドレス：ckip-help-miyagi@atsystem.jp

１−１　ウェブ出願システムの出願者サイトにアクセスする。

次の URL 又は二次元コードより、ウェブ出願システムにアクセスします。

※　パソコンに URL を入力される場合は、アドレスバーに入力してください。

出願サイト URL
https://www.ckip.jp/miyagi_hs/

二次元コード
スマートフォンで読み取ってください。

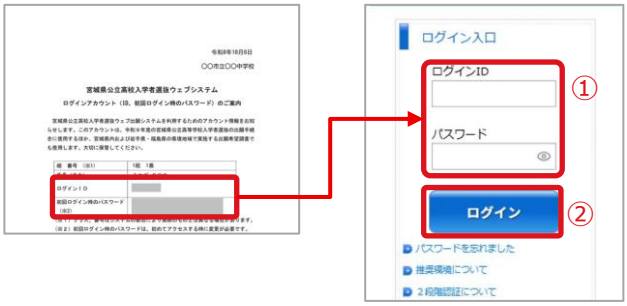


スマートフォンでの表示


パソコンでの表示

※　ログイン画面の「お知らせ」欄に、手続に関する案内が掲載される場合があります。必ず確認してください。

１−２　用紙に記載のログイン ID と初期パスワードでログインする。



① 中学校から配布された「ログインアカウント（ID、初回ログイン時のパスワード）のご案内」に記載のログイン ID と初期パスワード（用紙では「初回ログイン時のパスワード」）を半角で入力します。
② 「ログイン」を選択します。

※　パスワードを何度か間違えると、アカウントがロックされる場合があります。ロックされた場合は、中学校等でロックを解除してもらってください。

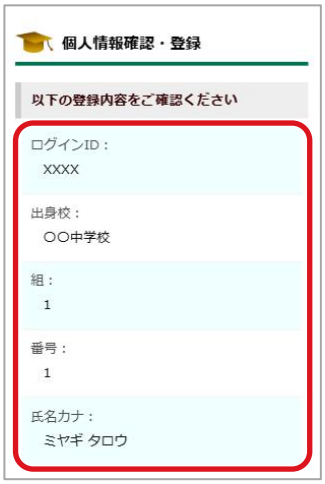
I-3 プライバシーポリシーと利用規約に同意する。

① プライバシーポリシーを最後までスクロールして内容を確認し、「プライバシーポリシーに同意する」にチェックを入れます。
② 利用規約を最後までスクロールして内容を確認し、「利用規約に同意する」にチェックを入れます。
③ 「同意して次へ進む」を選択します。



I-4 登録内容を確認する。

個人情報確認・登録の画面が表示されます。はじめに、画面上部の登録内容を確認します。

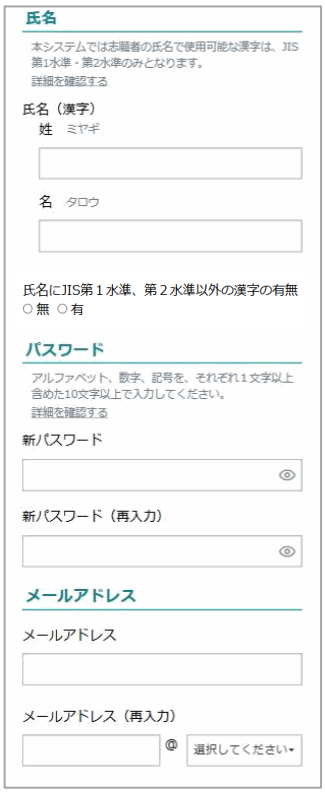


在籍（出身）中学校で登録された情報が表示されますので、誤りがないことを確認します。

登録内容に誤りがある場合は、操作を中止して、在籍（出身）中学校に問い合わせて、アカウントを再発行してもらってください。新しいログイン ID と初期パスワードが配布されたら、再度初回ログインからやり直してください。

I-5 個人情報を入力する。

続けて、氏名（漢字）、新しいパスワード、メールアドレスを入力します。

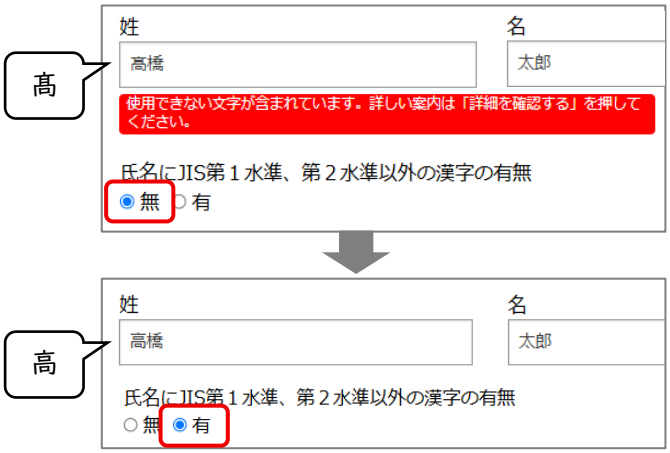


氏名（漢字）

JIS 第Ｉ水準、第2水準以外の漢字は入力できません。

住民票どおりの漢字を入力してエラー表示になる場合は、JIS 第Ｉ水準、第2水準の漢字（又はひらがな）に置き換えて入力してください。

【例】はしご高（髙）の場合



JIS 第Ｉ水準、第2水準以外の漢字の有無

氏名に JIS 第Ｉ水準、第2水準以外の漢字がある場合は「有」を、ない場合は「無」を選択します（別の文字に置き換えて入力した場合は「有」を選択）。

新しいパスワード

2回入力します。

【パスワードのルール】アルファベット、数字、記号をそれぞれＩ文字以上含めた Ｉ０ 文字以上

忘れないように必ず控えておいてください。

メールアドレス

2回入力します。「メールアドレス」欄にはアドレス全体を入力し、再入力欄は「@」の前を入力し、後ろはリストから選択します（リストにない場合は「その他」を選択して入力）。

2段階認証や各種通知に利用します。出願先の高等学校から緊急連絡等が入る場合がありますので、入学手続が終了するまで使用できるものを登録してください。

I-6 入力内容をチェックし、認証コードを確認して登録する。

① 「入力をチェックし、認証コード送信」を選択します。入力内容がチェックされ、誤りがあると赤色のエラーが表示されます。誤りがなければ、I-5 で入力したメールアドレスに認証コードが送信されます。

② メールに届いた認証コードを入力します。

③ 「認証コード確認」を選択します。

④ 入力内容を確認し、「この内容で登録する」を選択すると、個人情報の登録が完了します。完了画面の「ログイン画面へ」を選択し、ログイン画面に戻ります。



※ 認証コードのメールが届かない場合は、迷惑メールフォルダや、メールの受信設定（ドメイン指定受信など）を確認してください。

※ パスワードやメールアドレスは、次回ログイン以降にマイページから修正できます。

STEP I は以上です。続いて「STEP2 申請の登録」に進んでください。

STEP2 申請の登録

ウェブ出願システムにログインし、申請先の高等学校と申請の種類を選んで、申請に必要な事項を入力します。システムの都合上、画面では申請を「出願」と表示する箇所があります。その場合は「申請」と読み替えてください。

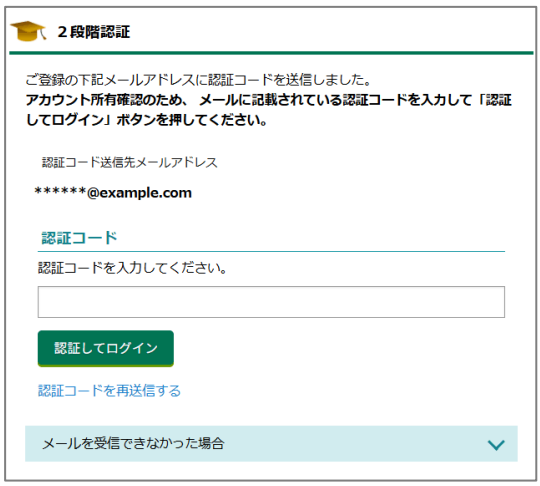
2-1 ウェブ出願システムの出願者サイトにアクセスする。

STEP1-1 と同じ方法でウェブ出願システムにアクセスします。

2-2 ログインする。

ログイン入口にログイン ID、パスワード（STEP1-5 で設定したもの）を入力し、「ログイン」を選択します。

2-3 2段階認証のため、メールに届く認証コードを入力する。



登録したメールアドレスに2段階認証のための「認証コード」が届きますので、そのコードを入力し、「認証してログイン」を選択します。

※ 有効期限は10分間です。有効期限が切れた場合は、「認証コードを再送信する」を選択します。

※ この画面は、初めてログインする場合や、しばらくログインしていなかった場合に表示されますので、表示された場合には都度認証を行ってください。

認証コードの入力にお困りの場合

Gmail アプリや Yahoo!メールアプリなどの一部メールアプリでは、メール本文に記載の URL をタップすることで、メールアプリ内でそのままインターネットにアクセスします（アプリ内ブラウザ）。
アプリ内ブラウザでログイン画面を開き 2 段階認証の操作をした場合、メールアプリ内で画面を表示している状態のため、認証コードのメールを確認するために認証コード入力画面を閉じてしまうと、入力画面へ戻ることができなくなります。

以下①②いずれかの方法でログイン画面へのアクセスをお試しください。

■ 方法①
メール内のリンクを長押しして「ブラウザで開く」を選択する。（端末やアプリにより文言が異なります。）

■ 方法②
メール内のリンクは押さず、STEP1-1 に記載のアクセス方法でウェブ出願システムに再度アクセスする。

2-4 マイページの「各種手続き（県外ほか）」を選択する。

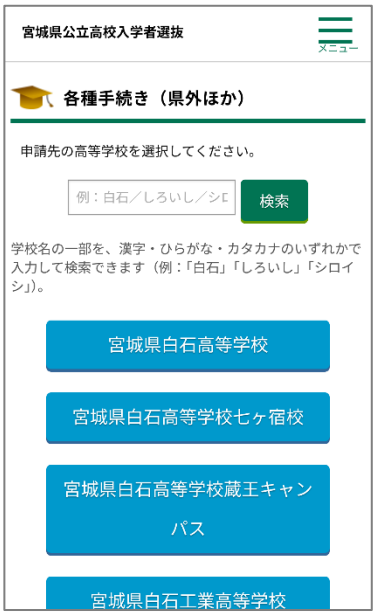


※　申請期間外は選択できません。

2-5 申請先の高等学校を選択する。

高校一覧が並びますので、学校名の一部（漢字もしくは読み仮名）で検索した上で、志願する高等学校を選択します。

※　県内の特例措置出願申請の場合は、既に出願している高等学校を選択します。



2-6 申請の種類を選択する。

選択した高等学校で申請できる申請の種類が表示されますので、行う申請を選択します。

※　表示される申請の種類は、高等学校と時期によって異なります。



2-7 志願者情報を入力する。

画面の案内に沿って、志願者情報を入力します。グレーになっている部分は編集できません。



志願者氏名

住民票に記載されている氏名を入力してください。

※ JIS 第1水準、第2水準以外の漢字は入力できません。住民票どおりの漢字を入力してエラー表示になる場合は、JIS 第1水準、第2水準の漢字（又はひらがな）に置き換えて入力してください。

※ ミドルネームがある場合、「名」の欄にスペースで区切って入力してください。

※ 受験票等の氏名を通称で表記することを希望する場合は、

JIS 第1水準、第2水準以外の漢字の有無

氏名に JIS 第1水準、第2水準以外の漢字がある場合は「有」を、ない場合は「無」を選択してください（別の文字に置き換えて入力した場合は「有」を選択）。

志願者氏名（カナ）

志願者氏名のフリガナを全角のカタカナで入力します。外国籍等で住民票にフリガナの記載がない場合は、日本語読みでのフリガナを入力してください。

生年月日

カレンダーから選択してください。

志願者現住所

郵便番号は半角数字で入力してください。郵便番号を入力すると、市区町村まで自動で入力されます。

原則として、住民票に記載されている住所を入力してください。

※ 数字は全角・半角どちらでも構いません。字名（大字、字、小字等）は略しても構いません。

※ 番地等は略記しても構いません（例：「3丁目8番1号」→「3−8−1」）。アパート等の名称は略さずに入力してください。

※ 被災により住民票の住所と異なる場所に居住している場合は、住民票の住所を入力してください（実際に居住している住所は、区域外出願申請で入力します）。

電話番号

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。固定電話がない場合は、携帯電話の番号を入力してください。緊急時に高等学校から連絡する場合があります。

出願者本人が 18 歳以上の場合は、本人の連絡先でも構いません。

保護者と日中連絡が取れる電話番号

保護者（又は保証人）と日中連絡が取れる電話番号を入力します。上で入力した番号と同一でも構いません。

出身校・卒業年

在籍している（又は卒業した）中学校等が表示されます。表示されない場合は、都道府県・市区町村を選択して学校を選択してください。

中学校3年生の方は「卒業見込」を選択します（第二次募集及び通信制課程一期入学者選抜に出願する場合も「卒業見込」）。既に卒業している方は「卒業」を選択します。

中等教育学校前期課程の「修了見込・修了」は、「卒業見込・卒業」として扱います。

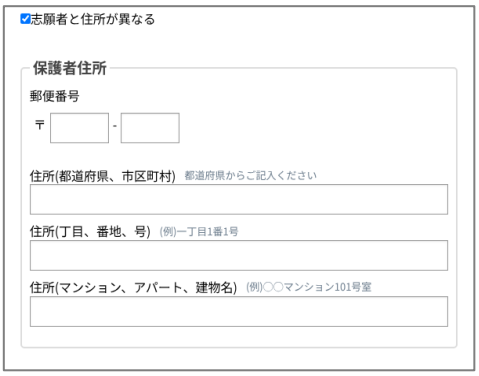
組・番号

「卒業見込」を選択した場合は、現在の組（学級）及び出席番号を選択してください。

2-8 保護者情報を入力する。

画面の案内に沿って、保護者（又は保証人）の情報を入力します。





保護者氏名・保護者氏名（カナ）

住民票に記載されている氏名を入力してください。JIS 第1水準、第2水準以外の漢字は入力できません。エラー表示になる場合は、JIS第1水準、第2水準の漢字（又はひらがな）に置き換えてください。

父母どちらでも構いません。出願者に対して親権を行う者がいないときは後見人を、出願者が 18 歳以上の場合は保証人を入力してください。保護者が施設長である場合は、施設長の氏名を入力してください。

保護者氏名（カナ）

保護者氏名のフリガナを全角のカタカナで入力します。外国籍等で住民票にフリガナの記載がない場合は、日本語読みでのフリガナを入力してください。

志願者との続柄

リストから選択してください。「その他」を選択した場合は、表示される入力欄に入力してください。

保護者現住所

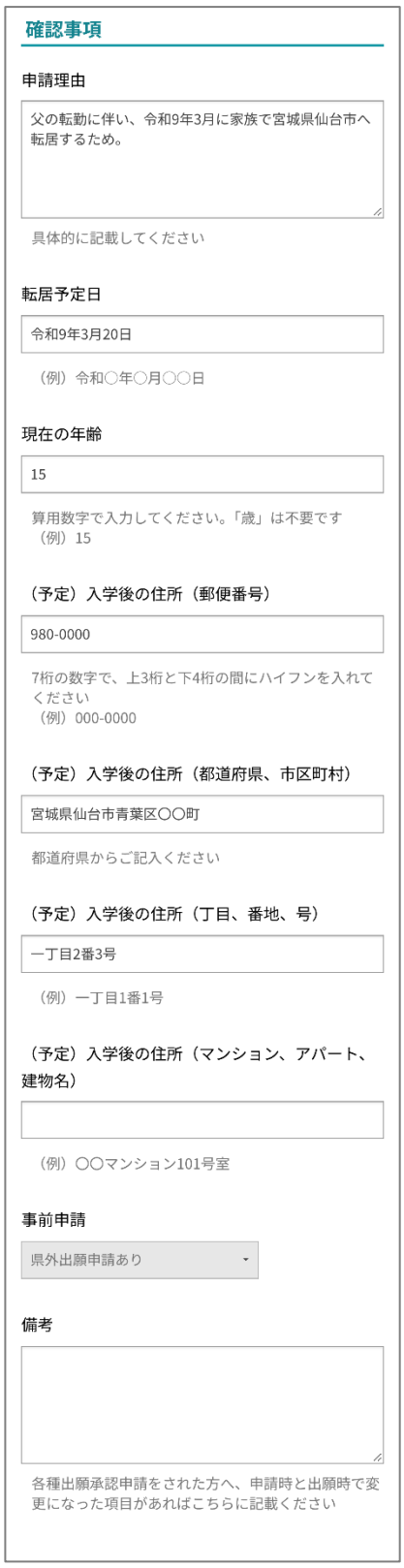
出願者と住所が異なる場合は「志願者と住所が異なる」にチェックを入れ、郵便番号、住所を入力してください。原則として、住民票に記載されている住所を入力してください。

出願者と同居している保護者がいる場合は、チェックは不要です。（例：単身赴任中の父親を保護者として入力したが、出願者は母親と同居している場合など）。

2-9 申請の種類に応じた事項を入力する。

画面の案内に沿って、申請の種類に応じた事項を入力します。

「県外出願申請」の場合



申請理由

入学者選抜要項の条件を確認し、申請する理由（一家転住の理由など）を具体的に入力してください。

理由の記載が不十分な場合は、高等学校から中学校又は保護者等に問い合わせがあり、再提出を求められることがあります。

転居予定日

転居予定の年月日を入力してください。（例）令和○年○月○○日

具体的な日付が未定の場合は、申請時点で分かる範囲で入力してください。

現在の年齢

現在（入力した時点）の年齢を算用数字で入力してください。「歳」は不要です。（例）15

（予定）入学後の住所

①郵便番号：7 桁の数字で、上 3 桁と下 4 桁の間にハイフンを入れてください。（例）000-0000

②都道府県、市区町村：都道府県から入力してください。転居先が決まっていない場合は、転居予定の市区町村名を入力します。

③丁目、番地、号：市区町村より後の部分を入力してください。（例）一丁目 1 番 1 号

④マンション、アパート、建物名：ある場合だけ入力してください。（例）○○マンション 101 号室

①・③が未定の場合は「未定」と入力してください。

在学中の身元引受人（全国出願申請のみ）

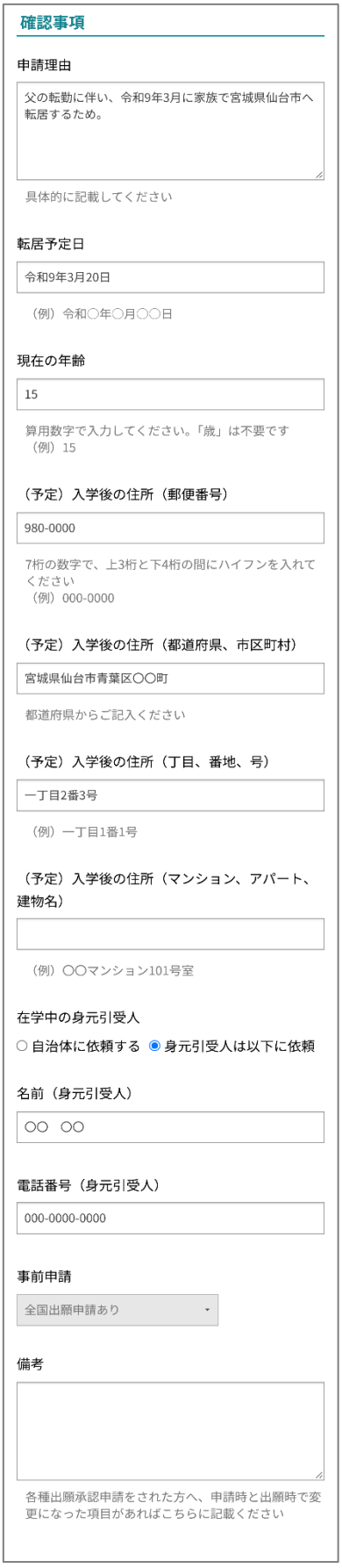
「自治体に依頼する」又は「身元引受人は以下に依頼」を選択します。「身元引受人は以下に依頼」を選択した場合は、身元引受人の氏名と電話番号を入力してください。

身元引受人の確保は、関係市町村に依頼することができます。

変更後の出願先（県内の特例措置出願申請のみ）

変更を希望する出願先を入力してください。（例）○○高等学校 ○○課程 ○○コース

「全国出願申請」の場合


確認事項

申請理由

父の転勤に伴い、令和9年3月に家族で宮城県仙台市へ転居するため。

具体的に記載してください

転居予定日

令和9年3月20日

（例）令和〇年〇月〇〇日

現在の年齢

15

算用数字で入力してください。「歳」は不要です
（例）15

（予定）入学後の住所（郵便番号）

980-0000

7桁の数字で、上3桁と下4桁の間にハイフンを入れてください
（例）000-0000

（予定）入学後の住所（都道府県、市区町村）

宮城県仙台市青葉区〇〇町

都道府県からご記入ください

（予定）入学後の住所（丁目、番地、号）

一丁目2番3号

（例）一丁目1番1号

（予定）入学後の住所（マンション、アパート、建物名）

（例）〇〇マンション101号室

在学中の身元引受人

○ 自治体に依頼する ◉ 身元引受人は以下に依頼

名前（身元引受人）

〇〇　〇〇

電話番号（身元引受人）

000-0000-0000

事前申請

全国出願申請あり

備考

各種出願承認申請をされた方へ、申請時と出願時で変更になった項目があればこちらに記載ください

申請理由

入学者選抜要項の条件を確認し、申請する理由（一家転住の理由など）を具体的に入力してください。

理由の記載が不十分な場合は、高等学校から中学校又は保護者等に問い合わせがあり、再提出を求められることがあります。

転居予定日

転居予定の年月日を入力してください。（例）令和〇年〇月〇〇日

具体的な日付が未定の場合は、申請時点で分かる範囲で入力してください。

現在の年齢

現在（入力した時点）の年齢を算用数字で入力してください。「歳」は不要です。（例）15

（予定）入学後の住所

①郵便番号：7 桁の数字で、上 3 桁と下 4 桁の間にハイフンを入れてください。（例）000-0000

②都道府県、市区町村：都道府県から入力してください。転居先が決まっていない場合は、転居予定の市区町村名を入力します。

③丁目、番地、号：市区町村より後の部分を入力してください。（例）一丁目 1 番 1 号

④マンション、アパート、建物名：ある場合だけ入力してください。（例）〇〇マンション 101 号室

①・③が未定の場合は「未定」と入力してください。

在学中の身元引受人（全国出願申請のみ）

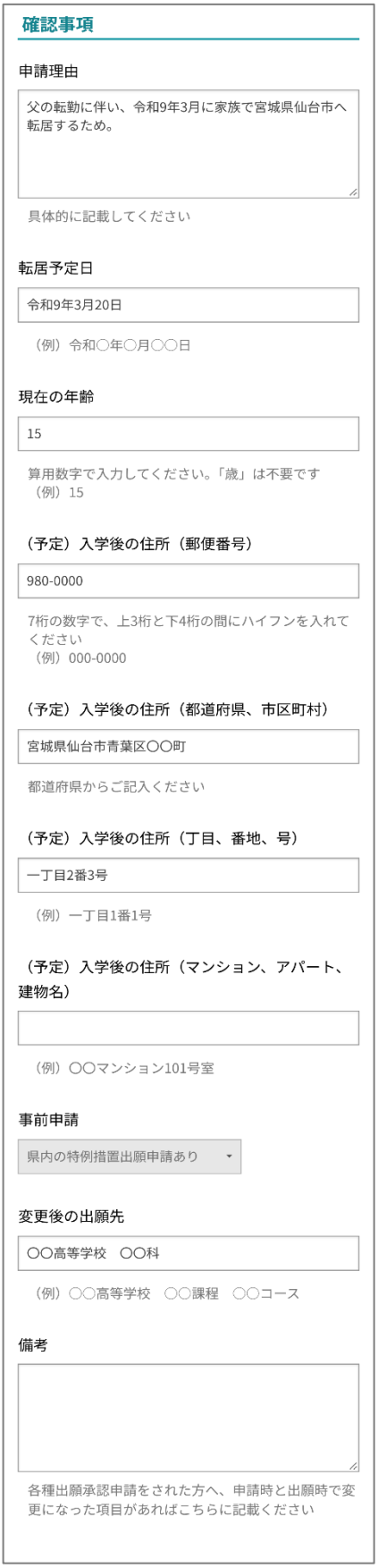
「自治体に依頼する」又は「身元引受人は以下に依頼」を選択します。「身元引受人は以下に依頼」を選択した場合は、身元引受人の氏名と電話番号を入力してください。

身元引受人の確保は、関係市町村に依頼することができます。

変更後の出願先（県内の特例措置出願申請のみ）

変更を希望する出願先を入力してください。（例）〇〇高等学校　〇〇課程　〇〇コース

「県内の特例措置出願申請」「県外からの特例措置出願申請」の場合



申請理由

入学者選抜要項の条件を確認し、申請する理由（一家転住の理由など）を具体的に入力してください。

理由の記載が不十分な場合は、高等学校から中学校又は保護者等に問い合わせがあり、再提出を求められることがあります。

転居予定日

転居予定の年月日を入力してください。（例）令和〇年〇月〇〇日

具体的な日付が未定の場合は、申請時点で分かる範囲で入力してください。

現在の年齢

現在（入力した時点）の年齢を算用数字で入力してください。「歳」は不要です。（例）15

（予定）入学後の住所

①郵便番号：7 桁の数字で、上 3 桁と下 4 桁の間にハイフンを入れてください。（例）000-0000

②都道府県、市区町村：都道府県から入力してください。転居先が決まっていない場合は、転居予定の市区町村名を入力します。

③丁目、番地、号：市区町村より後の部分を入力してください。（例）一丁目 1 番 1 号

④マンション、アパート、建物名：ある場合だけ入力してください。（例）〇〇マンション 101 号室

①・③が未定の場合は「未定」と入力してください。

変更後の出願先（県内の特例措置出願申請のみ）

変更を希望する出願先を入力してください。（例）〇〇高等学校　〇〇課程　〇〇コース

「区域外出願申請」の場合


確認事項

卒業見込になる年

年、月を入力してください
（例）令和〇年〇月

平成23年3月11日現在の住所（郵便番号）

7桁の数字で、上3桁と下4桁の間にハイフンを入れてください（例）000-0000
罹災証明書等をもとに入力してください

平成23年3月11日現在の住所（都道府県、市区町村）

都道府県からご記入ください
罹災証明書等をもとに入力してください

平成23年3月11日現在の住所（丁目、番地、号）

（例）一丁目1番1号
罹災証明書等をもとに入力してください

平成23年3月11日現在の住所（マンション、アパート、建物名）

（例）〇〇マンション101号室
罹災証明書等をもとに入力してください

（避難先の）現住所（郵便番号）

7桁の数字で、上3桁と下4桁の間にハイフンを入れてください
（例）000-0000

（避難先の）現住所（都道府県、市区町村）

都道府県からご記入ください

（避難先の）現住所（丁目、番地、号）

（例）一丁目1番1号

（避難先の）現住所（マンション、アパート、建物名）

（例）〇〇マンション101号室

（予定）入学後の住所（郵便番号）

7桁の数字で、上3桁と下4桁の間にハイフンを入れてください
（例）000-0000

（予定）入学後の住所（都道府県、市区町村）

都道府県からご記入ください

（予定）入学後の住所（丁目、番地、号）

（例）一丁目1番1号

（予定）入学後の住所（マンション、アパート、建物名）

（例）〇〇マンション101号室

区域外出願申請理由

理由は、一家転住であること、宮城県内に転居していること又は転居予定であることについて、具体的に記入してください

卒業見込になる年

在籍している中学校を卒業する見込みの年と月を入力してください。（例）令和〇年〇月

平成 23 年 3 月 11 日現在の住所

平成 23 年3月 11 日現在の住所について、罹災証明書等をもとに①郵便番号、②都道府県、市区町村、③丁目、番地、号、④マンション、アパート、建物名を入力してください（④はある場合のみ）。

（避難先の）現住所

現在お住まいの住所について、①～④を入力してください。

（予定）入学後の住所

入学後に本人及び保護者が住む（住む予定の）宮城県内の住所について、①～④を入力してください。

区域外出願申請理由

次の3点を具体的に入力してください。

・転居の理由（既に県内に住んでいる場合は「避難」）

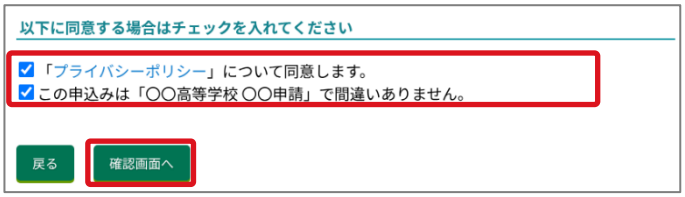
・一家転住であること

・本人及び保護者が宮城県内に転居すること（転居していること）

2-10 同意欄にチェックを入れ、「確認画面へ」を選択する。

入力が完了したら、画面の末尾にある同意欄の内容を読み、チェックを入れて「確認画面へ」を選択します。

※　入力にエラーがある場合は、確認画面に進まず、該当欄にエラーが表示されます。内容を訂正し、再度「確認画面へ」を選択してください。



2-11 申請内容を確認し、「登録」を選択する。

確認画面に表示される内容を確認します。修正する場合は「修正」を選択します。誤りがなければ「登録」を選択します。登録したメールアドレスに、申請受付完了のメールが届きます。



申請登録後のマイページの表示

申請の登録が完了すると、マイページの申請先の高等学校の欄に、申請が表示されます。



パソコンでの表示



スマートフォンでの表示

申請内容の確認書は、マイページの確認書のボタンからダウンロードして印刷できます。控えとして必要に応じて利用してください。高等学校への提出は不要です。

※ **申請内容を修正する場合**

在籍（出身）中学校で確認登録が行われるまでは、次の手順で内容を修正できます。

1. マイページに表示される「確認・修正」ボタンを選択する。
2. 詳細画面が表示されるので、下までスクロールして「申込み内容修正」を選択する。



3. 「入力内容の変更はこちら」を選択して修正する。

中学校で確認登録が行われると、修正メニューが表示されず、修正できません。修正が必要な場合は、中学校に連絡してください。

※ **申請を取り下げる場合**

申請先の高等学校や申請の種類を誤った場合など、申請を取り下げるときは、在籍（出身）中学校で確認登録が行われる前に、次の手順で取り下げます。

1. マイページに表示される「確認・修正」ボタンを選択する。
2. 詳細画面の下部にある「申請取下げ」を選択する。



3. 注意事項を読み、同意の上で「申請取下げを行う」を選択する。



4. 在籍（出身）中学校に連絡し、取下げの承認を依頼する。

中学校が取下げを承認すると、その申請は無効となり、改めて申請することができます。取下げが承認されるまで、このアカウントでは出願の手続ができません。
中学校で確認登録が行われた後に取下げが必要になった場合は、中学校に相談してください。

STEP2 は以上です。続いて「STEP3　中学校の確認と高等学校の承認」に進んでください。

STEP3　中学校の確認と高等学校の承認

申請を登録した後、在籍（出身）中学校が内容を確認して高等学校に提出（確認登録）し、高等学校が審査して承認します。出願に進めるようになる時点は、申請の種類によって異なります（「申請の種類と期間」参照）。

3-1　在籍（出身）中学校に、申請したことを連絡する。

申請を登録すると、在籍（出身）中学校で申請内容を確認できるようになります。中学校に連絡し、確認登録を依頼してください。どの申請も、中学校の確認登録が済まないと次に進めません。

※　中学校から内容の修正を求められた場合は、STEP2 の「申請内容を修正する場合」の手順で修正してください。

※　海外の現地校に在籍している方など、中学校を経由しない方の申請は、登録するとすぐに志願先の高等学校に送られます（中学校の確認登録はありません）。申請を登録したことを、志願先の高等学校に直接連絡してください。

3-2　高等学校の審査と承認を待つ。

県外出願申請・特例措置の申請は、高等学校が審査を行い、やむを得ない理由があると認めた場合に承認登録をします。全国出願申請は、高等学校が審査の上で承認登録をします。

区域外出願申請は、中学校の確認登録をもって承認されたものとされ、高等学校の審査はありません。中学校の確認登録の後は、高等学校からの通知を待たずに出願の手続に進めます。

3-3　申請結果を確認する。

高等学校が承認登録をすると、登録したメールアドレスに通知メールが届きます。通知メールはマイページの「メール確認」ボタンからも確認できます。



パソコンでの表示



スマートフォンでの表示

STEP3 は以上です。続いて「STEP4　申請後の出願手続」に進んでください。

STEP4 申請後の出願手続

申請が承認された後（区域外出願申請は中学校が確認登録をした後）、出願期間中に出願の手続を行います。基本情報の登録（1月 18 日（月）から）は、承認を待たずに行えます。出願先の登録は、承認された後でないとできません（承認前に志願先を選ぼうとすると「申請が受理されてから志願先選択をしてください。」と表示されます）。ここでは申請後の出願の注意点だけを説明します。出願の手順と各選抜の期間は『ウェブ出願の手引（出願者用）』（「参考1 選抜の種類別の手続」など）を見てください。

4-1 申請時と同じアカウントでログインする。

出願の手続は、必ず申請時と同じアカウント（ログイン ID・パスワード）でログインして行ってください。

4-2 申請の種類に応じて、出願の手続を行う。

申請の種類	出願の手続
県外出願申請 **区域外出願申請**	『ウェブ出願の手引（出願者用）』の「STEP3 基本情報の登録」から「STEP6 入学者選抜手数料の納付」までの手順で出願します。 ※ 基本情報の登録は1月 18 日（月）から。出願先の登録・手数料の納付は、以下の通り。 第一次募集 2月9日（火）～2月 16 日（火）午前 11 時 第二次募集 3月 16 日（火）～3月 18 日（木）午前 11 時 通信制課程（美田園高等学校） 3月9日（火）～3月 17 日（水）午前 11 時
全国出願申請	同じく「STEP3」から「STEP6」までの手順で出願します。「STEP4 出願先の登録」では出願区分「全国募集選抜」を選択し、「STEP5 志願理由書の登録」で志願理由書（全国募集選抜用）を登録します。出願先は、承認を受けた高等学校から変更できません。
県内の特例措置出願申請	承認後、『ウェブ出願の手引（出願者用）』の「STEP4 出願先の登録」にある「出願内容の修正方法」により、出願先を変更します。2月 25 日（木）正午までに済ませてください。
県外からの特例措置出願申請	承認後、『ウェブ出願の手引（出願者用）』の「STEP3 基本情報の登録」から「STEP6 入学者選抜手数料の納付」までの手順で、承認を受けた高等学校に出願します（出願先は変更できません）。第一次募集は2月 25 日（木）正午までに済ませてください。

※ 特例措置の申請では、承認の通知の後、出願先の変更や出願ができるようになるまで時間がかかる場合があります。修正メニューや出願の画面に進めない場合は、サポート窓口に連絡してください。

4-3 基本情報の「事前申請」欄と「備考」欄について。

申請を登録すると、基本情報の登録画面の「事前申請」欄に、申請の種類（「県外出願申請あり」「全国出願申請あり」「区域外出願申請あり」「県内の特例措置出願申請あり」「県外からの特例措置出願申請あり」のいずれか）が表示されます。この欄は変更できません。

申請時と出願時で変更になった項目がある場合のみ、「備考」欄に変更となった内容を入力します。

